

令和2年度とっとりSDGs推進補助金（広報支援型） 募集要項

1. 趣旨

SDGsの理念に沿った非営利公益活動団体が自ら行う広報活動への支援を行うとともに、広く県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進することを目的として、本補助金を交付します。

2. 対象事業

- ・非営利公益活動の広報など、県民へ非営利公益活動を広く周知し又は当該活動への参加を促すパンフレット等及びウェブサイトの制作・改修またはウェブサイトに掲載する映像や動画の作成にかかる事業。
- ・令和3年（2021年）2月28日（日）までに完了する事業。
- ・単独のイベントに係る広報は対象外です。（日付やカレンダーが大きく掲載されている等）

3. 補助金の概要

（1）対象団体

- ・県内のSDGsの理念に沿った活動を行っている、NPO・ボランティア・地域づくり団体（法人格の有無は問いません。）
- ・国又は地方公共団体からの資金により一部または全部が運営されている団体を除きます。
- ・過去5年間（平成27年度から平成31年度）に当該補助金を受けている団体は除きます。

（2）対象経費

- ・公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という）が補助事業を実施するために必要と認める経費。

【対象経費：パンフレットのデザイン料及び印刷費並びにホームページ制作及び改修またはウェブサイトに掲載する映像や動画の作成に係る委託料】

- ・委託料については、県内事業者が実施するものに限ります。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とセンターが認めた場合については、この限りではありません。

（3）補助率・補助上限額・交付件数

- ・補助率：4分の3
- ・補助上限額：112,000円（補助対象経費は150,000円、千円未満の端数は切り捨て）
- ・交付予定件数：15件程度を予定

4. 応募方法

（1）募集期間

- ・令和2年9月30（水）から令和2年10月28日（水）まで【17：00必着】

（2）応募書類の入手方法

とっとりSDGs推進補助金（広報支援型）交付要綱（以下、「交付要綱という。」）に基づく各様式については、センターのホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、窓

口にご相談ください。

(3) 応募方法

交付要綱を確認の上、申請書一式を持参または郵送にて提出してください。

【申請書一式】

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるパンフレット及び年間計画の写しなど）
- オ 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメなど）

交付申請の提出は以下の窓口で受け付けます。

| 名称 | 住所 | 電話 |
|----------------------|---------------------------------------|---------------|
| 東部とっとり創生支援センター | 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176番地鳥取県東部庁舎1階 | 080-2928-1055 |
| (公財) とっとり県民活動活性化センター | 〒682-0023 倉吉市山根557番地1パープルタウン2階 | 0858-24-6460 |
| 西部とっとり創生支援センター | 〒683-0054 米子市糺町1丁目160番地西部総合事務所地域振興局1階 | 080-2928-1056 |

(4) 選考方法

- ・募集期間終了後に審査会を開催し、書類審査及び委員の合議により補助団体を決定します。（7月下旬予定）
 - ・審査会において得点が並んだ場合、広く県民の非営利公益活動の理解や活動への参加を促進するという趣旨から過去に採択実績のない団体を優先します。
- 〈審査基準〉①団体が取り組んでいる事業がSDGsの理念に沿った公益的な活動であること。
②事業を通して、誰にどうやってどのような情報を届けたいか明確であること。
③事業を実施する能力（体制、組織、関係機関との協力等）が認められること。

5 その他

- ア 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務、及びそれに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び総括を行い、実績報告を進めるよう努めてください。
- イ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。
- ウ 次に掲げる事項が認められた場合には、交付決定を取り消すことがあります。
 - ・交付決定した内容どおりに事業が行われなかった場合
 - ・報告書等の提出等、本補助事業の手続きが行われない場合
- エ 本補助金を活用して制作した成果物には、SDGsロゴマーク及び該当する目標番号を記載してください。
※ロゴの入手先が分からない場合はセンターにお問い合わせください。
- オ 本補助金を活用して制作した成果物には、センター規定のロゴまたは本補助金を活用した旨を記載してください。

6 お問い合わせ先

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（てとり）

担当 椿 尾崎

住所 〒682-0023 倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階

電話 0858-24-6460 / ファクシミリ 0858-24-6470

開所時間：10：00～18：00（土・日・祝日を除く）

電子メール：info@tottori-katsu.net

ホームページ：<http://tottori-katsu.net>